

平成30年度 環境教育研修実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題が取り巻く中、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」）」等において、環境教育は、持続可能な社会の構築に向けて、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場で「未来を創る力」「環境保全のための力」を育むことが役割と整理されている。本年6月には、法の施行状況を踏まえた検討結果を基に、法に基づく基本方針が変更されたが、同方針では、子供、大人を問わず、持続可能な社会づくりへの主体的な参加を促すこと、そのために「体験活動」を促進することが重要であるとされている。この「体験活動」を通じた学びにより、知識や思考力に加え、心情、態度、意欲及び感性をバランス良く育成するほか、地域間の交流、地域の価値・活力向上などの複合的・波及的な効果の創出、「地域循環共生圏」の創造につながることも期待される。

本研修では、国及び地方公共団体の職員並びに国及び地方公共団体の環境教育・学習に関する実践活動業務を支援する関係団体等の職員を対象として、上記の点について、ESD（持続可能な開発のための教育）、SDGs（持続可能な開発目標）、新学習指導要領との関連を踏まえつつ、講義、プログラム体験、演習、全員合宿による研修生間の交流を通じて、次世代の環境教育を促進する施策を企画立案する力の育成を図ることを目的とする。

2. 期間及び会場

- (1) 期間：平成30年9月11日（火）から9月14日（金）まで（4日間）
※期間中は、受講者全員合宿制となります。
- (2) 場所：環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3
TEL 04-2994-9766

3. 教科内容

別添のとおりとする

4. 予定研修人員

80名

5. 研修を受ける資格

研修生は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の職員の場合
 - ① 国及び地方公共団体において、環境教育・学習に関する業務を担当している職員
 - ② 研修受講に支障のない健康状態にある者
 - ③ 所属長の推薦を受けた者
- (2) 国の認可団体の職員の場合
 - ① 環境教育・学習に関する実践活動業務を支援する国の認可団体の職員で、環境教育・学習に関連する活動を相当期間行っている者
 - ② 研修受講に支障のない健康状態にある者
 - ③ 環境省総合環境政策統括官の推薦を受けた者
- (3) 地方公共団体の認可団体の職員の場合
 - ① 環境教育・学習に関する実践活動業務を支援する地方公共団体の認可団体の職員で、環境教育・学習に関連する活動を相当期間行っている者
 - ② 研修受講に支障のない健康状態にある者
 - ③ 地方公共団体の長の推薦を受けた者

6. 研修生の推薦の有無

所属長は、研修生を推薦する場合、別紙様式による被推薦者の「略歴書」及び下記7による「行政事例」

を添えて、平成30年8月17日（金）までに必着するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を文書（研修担当者からの事務連絡もしくは公用メールによる連絡でも可）にて通知すること。

7. 行政事例の作成

所属長は、研修を受けようとする者に別紙「行政事例の作成について」に基づき行政事例を必ず作成させた上、推薦書に添えて送付すること。

8. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

9. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した者に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後、所属長に通知する。

10. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

(1) 往復に必要な旅費

ただし、環境省職員については、環境調査研修所から支給する。

(2) 滞在費

ただし、国家公務員（独立行政法人職員を除く）については、日額旅費を環境調査研修所から支給する。

※ 次の情報を環境調査研修所ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

(URL <http://www.neti.env.go.jp>)

○ 「研修ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。）

○ 「実施要綱」及び「略歴書」・「行政事例」様式

<平成30年度環境教育研修教科内容>

1. 環境教育の歴史と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1.5時間
環境教育の役割が国際的に明示されたのは、1977年の「トビリシ宣言（環境教育に関するトビリシ政府間会議宣言）」である。日本においては、公害教育、自然保護教育として端を発し、近年ではESD（持続可能な開発のための教育）との関連で整理されることが多い。環境教育の役割を理解するために、環境教育がどう成り立ち、国の施策としてどう組み込まれてきたかを学ぶ。また、平成15年に成立し、平成23年に改正となった環境教育等による環境保全のための取組の促進に関する法律（通称「環境教育等促進法」）においては、環境教育の目的・役割、国や地方公共団体が担うべき役割が整理されている。法の目的や基本理念、法に基づく各種制度の運用の在り方等を学ぶ。国や地方公共団体の施策の現状についても触れる。
2. 次世代の環境教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1.5時間
環境教育を「環境問題の知識を伝える」「環境破壊に対する危機意識を醸成する」と理解している者が少ないが、今日の環境教育に求められているのは「未来を創る力（生きる力）」を育むことである。当科目においては、次世代の環境教育（主体的・対話的で深い学び）をなぜ実践する必要があるのかについて、ESD、SDGs、新学習指導要領の考え方を踏まえながら理解する。
3. 学校における環境教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1.5時間
学校教育においては、発達段階に応じて学習指導要領に基づいた体系的な環境教育等の実践が行われており、当科目においては、環境教育の実効性を高めるため、人の発達や学校教育の実際を理解する。
4. 体験型環境教育・学習の理解（見学、プログラム体験、ワークショップ）・・・・・・・・9.0時間
環境教育は、地域の身近な課題に対する取組を体験することによって、学びに実感を持たせることができる。この学びを促進する仕組みが、環境教育等促進法の「体験の機会の場の認定制度」である。当科目においては、都道府県知事により認定された体験の機会の場を訪問し、プログラムの体験等を通じて、大人・子供の関心や行動の喚起を促すための方法、企業・民間団体等の巻き込み方、当該制度が寄与する社会的価値の創出効果等について学び、地域の実情に応じて新しい場を創るための企画立案力の向上を図る。
※ 写真を使ったワークショップを行うため、スマートフォン、デジタルカメラ等（その場で撮影したものが見られるカメラ）を持参すること。
5. 行政における環境教育（事例研究・ワークショップ）・・・・・・・・・・・・・・・・6.0時間
行政における環境教育の実践例を基に事例研究を行うとともに、より多くの市民を巻き込む方法等の検討を通じて、今後の業務に資する当該分野における課題解決能力の向上や研修員相互のネットワークの形成を図る。
6. その他（開・閉講式、オリエンテーション等）・・・・・・・・・・・・・・・・1.5時間

合計 21.0時間

（注）○教科内容は、都合により一部変更になることがあります。

○開講式は10時00分より行いますので、9時30分までに入所してください。

○閉講式は13時30分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。

○帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式等を欠席することは認めません。